

いじめについては未然防止の観点に立ち、まずは学校が、日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、子どもが楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要です。また、未然防止や早期対応に関する取組については、学校と保護者が緊密に連携し、推進していくことが大切です。

しかし、いじめの対応は、学校のみでは対応が困難な事例があり、児童生徒の健全な育成の観点から学校と警察は、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められています。

本リーフレットでは、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談または通報すべき具体例として国が示したものをお参考としてお示します。

警察に相談または通報すべきいじめの事例

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第 208 条)
○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて けがをさせる。	傷害 (刑法第 204 条)
○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ罪 (刑法第 176 条)
○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第 249 条)
○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。	窃盜 (刑法第 235 条)
○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第 261 条)
○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為を させる。	強要 (刑法第 223 条)
○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第 222 条)
○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条, 231 条)
○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与 (刑法第 202 条)
○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○ 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

引用 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」
令和5年2月7日文部科学省

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

大人が気付きにくい、いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子ども自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要です。

参照 「知っていますか？『いじめ防止推進法』」
文部科学省

いじめに対する学校の対応

児童生徒に対して

- ◆ 被害児童生徒に対しては、徹底して守り抜くとの意識の下、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)と協力しつつ、被害の拡大や二次的な問題の発生を防ぐとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や不登校等の場合における学習面での十分な支援にも留意。
- ◆ 加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応。いじめの背景に当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施。

引用 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)【概要】」
令和5年2月7日 文部科学省

「学校と家庭が協力した『いじめ対応』」

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課

学校と家庭が協力した「いじめ対応」

いじめかどうかは、どう判断するのですか？

いじめの定義は法により示されています。

子どもが、友達の間で、何かしらの行為を受け、心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめと認知します。

- 子どもの感じる被害性に着目して、いじめかどうか判断します。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わずに、子どもたちに指導することもあります。

Point

QRコード

令和7年度版「函館 いじめ見逃しゼロ」

函館市教育委員会 函館市いじめ防止対策審議会

函館 いじめ見逃しゼロへ

～いじめについては本筋防除の観点に立ち、まずは学校が、日常から常に応じかわりやすい相手を行ふとともに、深い学生生活理解に立ち、子どもが楽しく学びつつ、生き生きとした学生生活を送れるようにしていくことが重要です。

また、いじめの本筋防除や早期発見・早期対応に關する取組については、学校と保護者が緊密に連携し、より良い結果を得るために、より多くの取り組みをしていくことが重要です。

特に、大人が気付くことが少なくて、いじめ（いじめ）については、保護者や教職員が、インターネットやアプリの情報機能を駆使する基本的な知識を習得し、理解を探求していくことが必要です。

日々から子どもたちの行動実態について 관심をもち、その把握に努め、いじめ見逃しゼロの学校・地域を目指しましょう。

保護者のみなさまへ

子どもが、友達との間で何かしらの行為を受け、心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめと認知します。

- 子どもの感覚の被害性に着目して、いじめかどうか判断します。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合、学校は「いじめ」という言葉を使わずに、子どもたちに指導することがあります。
- 子どもの変化に気付いたら ⇒ 保護者から子どもに声をかけてみましょう。
- 口 こゑを聞くことがポイントです。最後まで丁寧に聞いてみましょう。
- 子どもともっとも、互いを尊重してみること。自分の心の中が理解されて、心が軽くなることがあります。
- 家庭で悩んだり、困ったりしたら → 学校に相談しましょう。
- 学校の子どもの相手をすることが多い家庭へ。家庭では気がつかなかったことや家庭の方法で気が付くことがあります。
- 学校は、家庭や学校の子どもとの心のケアを行うスクールカウンセラーがいるので、保護者が相談しやすいです。

このたび函館市教育委員会では、令和6年8月に改訂された国「いじめの本筋大事態の調査に関するガイドライン」等を踏まえ、「函館市いじめ防止基本方針」を改訂しました。
今後も、家庭・学校・地域社会をめぐる函館市民全体でいじめ問題に対応します。

- いじめの防止そのための役割と取組
- 保護者は、子どものインターネット利用を適切に管理するための具体的な方法の普及の促進に努めます。
- 教育委員会は、重大事態が発生した際には、教育委員会による調査と連絡に努めます。
- 学校は、社会問題として、いじめ（いじめ）は、組織的に対応すること。保護者や教職員等と連携して、いじめ防止のために取組を進めることを推奨します。

重大事態への対応

教育委員会は、重大事態が発生した際には、教育委員会による調査と連絡に努めます。

重大事態が発生した際には、公平性、中立性が求められます。調査は、いじめの本筋と連携して実施します。

「函館市いじめ防止基本方針」 (令和7年3月改訂)

令和7年4月 函館市教育委員会・函館市いじめ防止対策審議会

